セーフティネットと地方自治体、生活保護の行政は今

熊本市役所職員組合
白井　亨

生活保護制度とは？

ざっくりいうと…

「最低限度の生活を送れない人が」
「お金をもらえる」制度

保護の要否の判定

最低生活費＝

「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができる金額

（厚生労働大臣が定めている）

（地域、年齢や世帯の人数等によって異なる）

保護の要否の判定

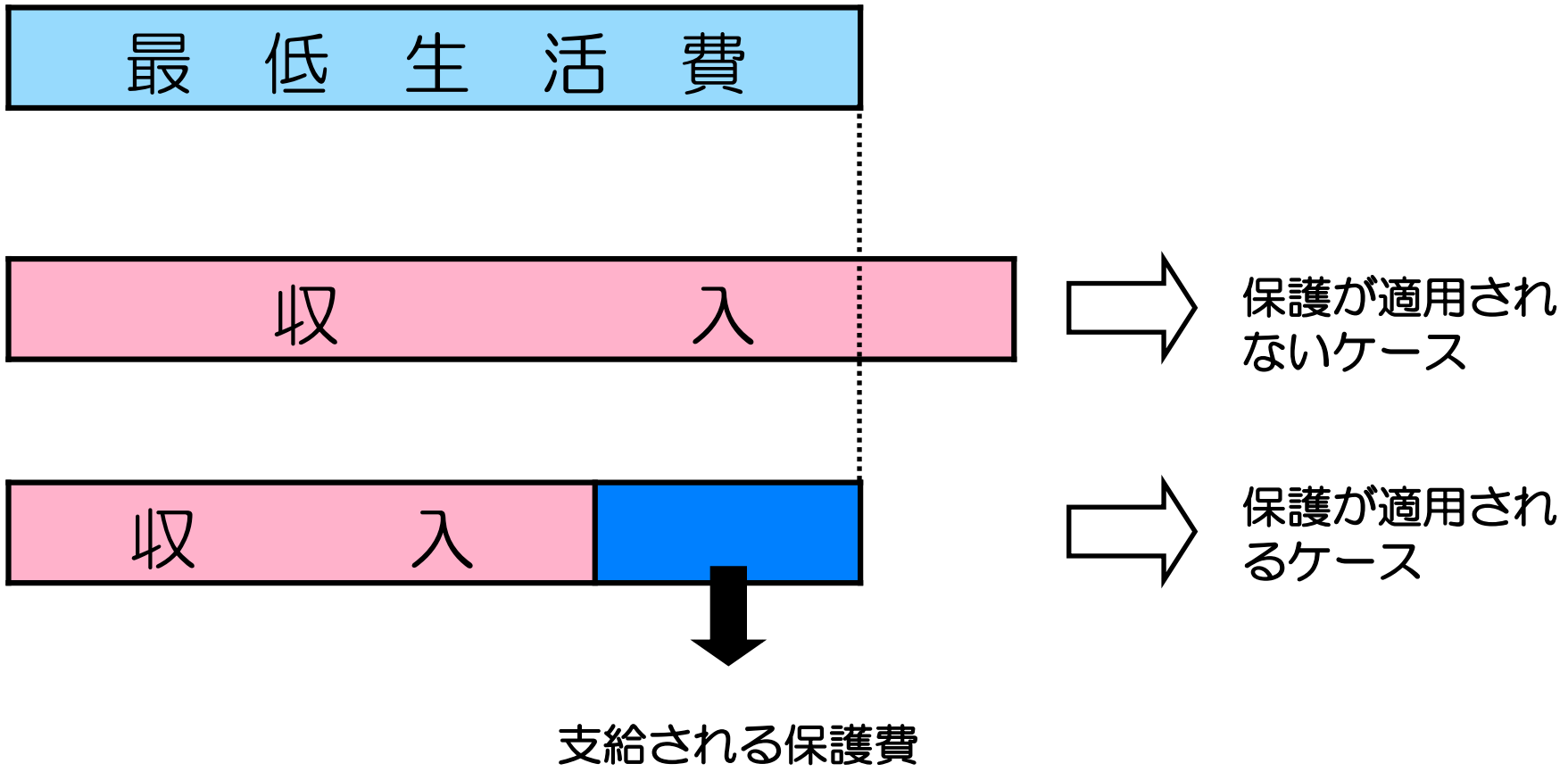

根拠法令

- 日本国憲法第25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（以下略）

- 生活保護法

（例）第１条

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

みなさんは生活保護受給できる？

最低生活費の計算をしてみよう！

- 生活扶助　＝　79,230円
- 住宅扶助　＝　53,700円
- 医療扶助　＝　医療費（現物支給）

} 最低生活費

最低生活費　＝ 132,930円　＋　医療費

収入がこの額以下なら受給できる！

みなさんは生活保護受給できる？

結論　＝

理由　＝

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

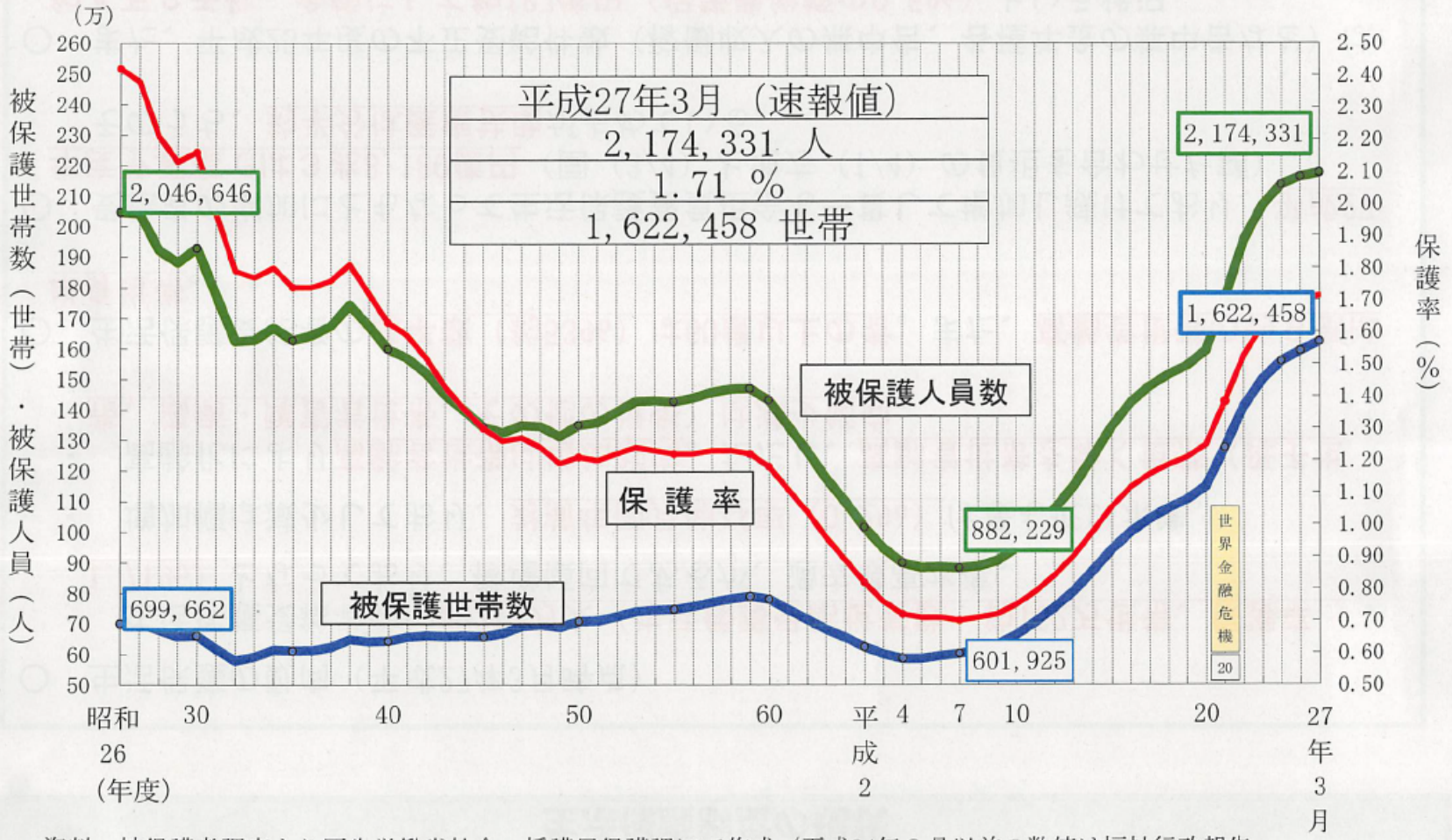

資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年３月以前の数値は福祉行政報告

増加の一途をたどる生活保護受給者

年度	世帯数	人員	保護率（%）
平成25年12月	1,598,155	1,763,572	1.38%
平成26年12月	1,618,196	2,170,161	1.73%
平成27年11月	1,632,220	2,167,290	1.70%

上記は全国の数値

世帯数、人員は厚労省「被保護者調査（平成27年11月分概数）」より

保護率は総務省人口推計の値を保護人員から除して算出

なんで生活保護受給者が増えてるの？

- 不況により働けない人の増加
- 年金を納めていない人の増加
- 情報がいきわたるようになったので、保護制度の存在が前より認知されやすくなった
- 以前は生活保護＝恥の文化があったが、近年になってそれが薄まった
- 保護の申請が通りやすくなった

被保護世帯類型の変化

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世 帯 数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合（%）	100.0	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

3倍強増

◆平成26年２月（概数）

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世 帯 数	1,590,547	724,121	112,743	466,113	287,570
構成割合（%）	100.0	45.5	7.1	29.3	18.1

資料：被保護者調査（平成26年２月概数）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

（参考）
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合
- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

（平成23年）

法78条の問題

生活保護法　第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

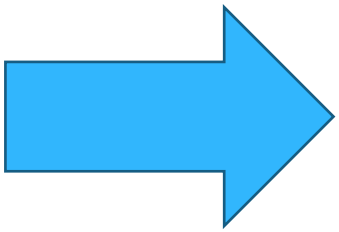

不実の申請、不正な手段

不正受給に関する条文！！

不正受給の件数、金額

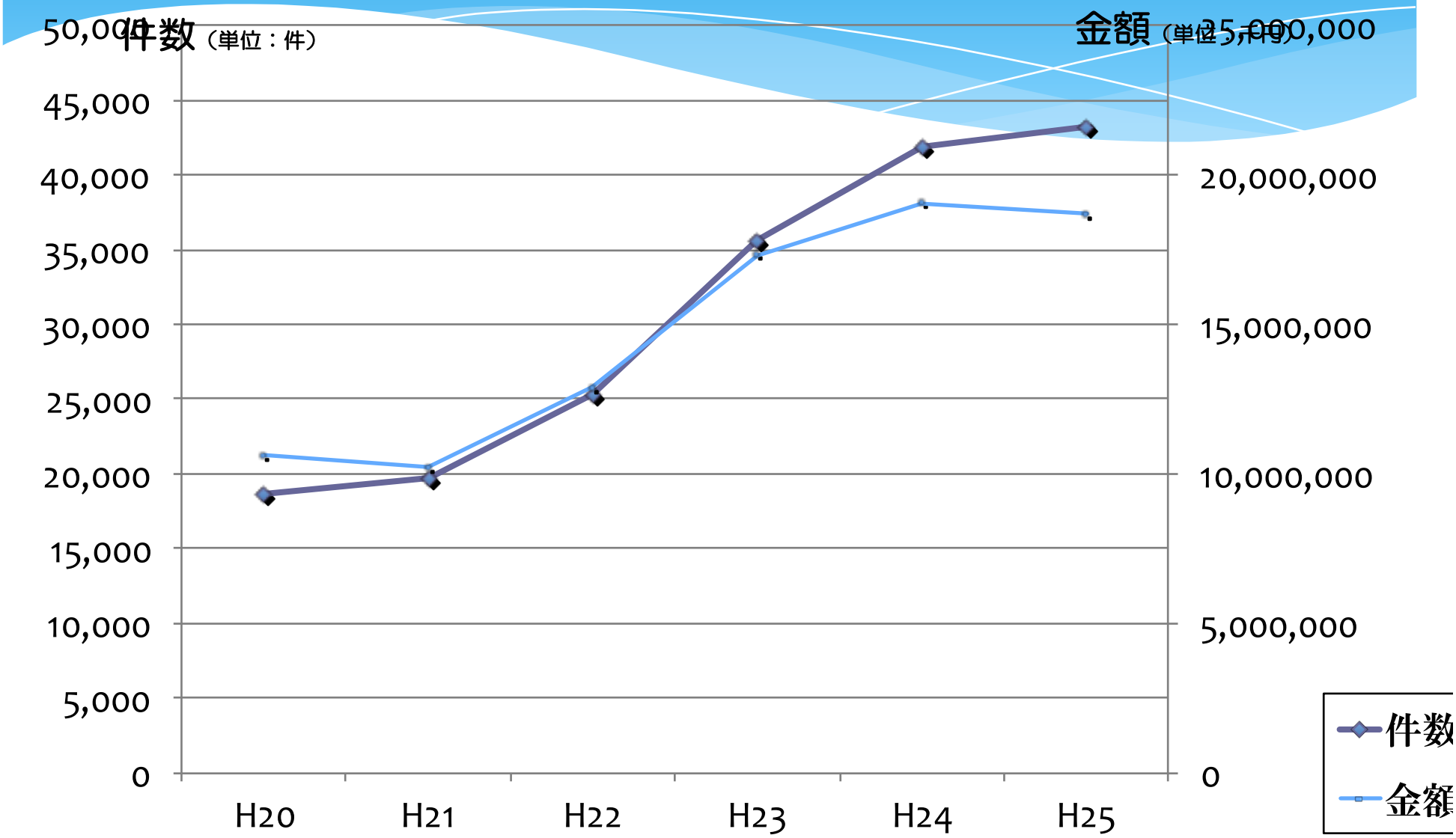
件数（単位：件）
金額（単位：円）
50,000
45,000
40,000
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
25,000,000
20,000,000
15,000,000
10,000,000
5,000,000
0
H20
H21
H22
H23
H24
H25
件数
金額

不正受給の件数、金額

【H25年度のデータ】

〇件数　…

〇金額　…

【割合にすると…】

〇件数　…

〇金額　…

【計算の根拠】

生活保護受給者数　約216．4万人（世帯数は約１６３万）（被保護者調査（平成２７年11月分概数）より）

生活保護費　３兆8,431億円（H26年度）

不正受給対策

【H26.7.1より　生活保護法が改正】

- 不正受給をした場合、最大で140%の金額を徴収することができるようになった。
- あらかじめ徴収額を差し引いて保護費を支給できるようになった
- 必要な限度で、扶養義務者に対して報告を求めることができるようになった
- 調査権限を拡大した（回答の義務付けや、調査項目の拡大）

生活保護業務の主役は
ケースワーカーである

ケースワークとは…

以下のような援助技術のことを差し、「個別援助技術」と翻訳される。

- 課題などを持った人や家族の問題点を明らかにし、
  必要な方策を考え（当事者の意向等も勘案）、
  当事者が主体的に生活を維持していけるようにすること。

- 生活保護の業務上、生活保護担当職員のことを
  ケースワーカーと呼んでいる。

ケースワーカーは、特別な職種ではなく、
一般事務職員がなっている！

ケースワーカーの仕事＜具体例＞

例①高齢世帯の場合

・1人での生活が可能か？

・緊急時の連絡先の確保。

など・・・

扶養義務者（兄弟・親子など）

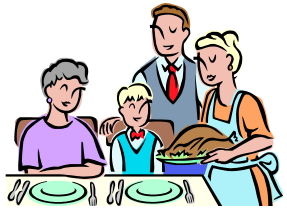

援助

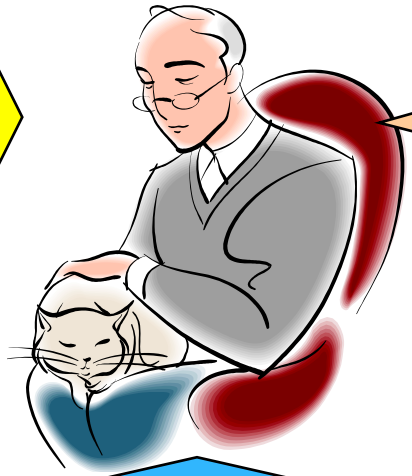

生活介助

介護ヘルパー

訪問・見守り

治療

医療機関

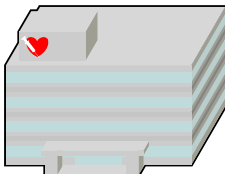

高齢者支援センター

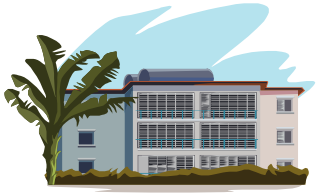

民生委員

保健師

ケースワーカーの仕事＜具体例＞

例②母子世帯の場合

扶養義務者（兄弟・親子など）

援助

- 求職活動や就労状況の確認。
- 子どもの通学状況の確認。

など・・・

就労支援

ハローワークや就労支援相談員

訪問・見守り

民生委員

保健師

訪問など

学校

実際のケースワーク

私の実体験

【支援できた】

- 自覚症状のない精神疾患を持っている男性

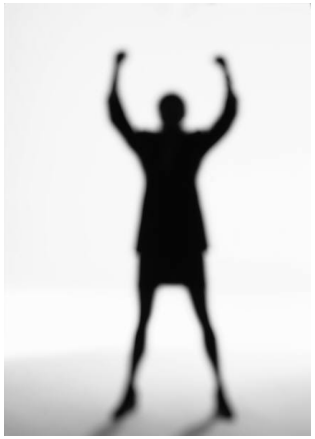

実際のケースワーク

私の実体験

【支援できた】

- 一人暮らしの高齢女性。
  認知症により、親族一同介護疲れ。

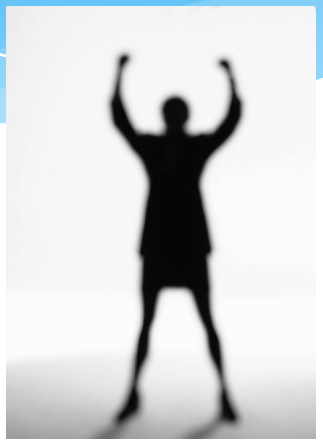

実際のケースワーク

私の実体験

【支援できなかった】

・母子家庭のこどもが高校中退

ケースワーカーの配置基準

社会福祉法第16条に配置基準（標準基準）

- 県福祉事務所（郡部）　：　65ケースに1人
- 市福祉事務所（都市部）：　80ケースに1人

平成11年以前　…　配置基準＝**法定基準（義務）**

しかし、平成11年の社会福祉法改正法改正後は…

配置基準＝**標準基準**となった（努力目標・目安）

行政改革による定数削減・生活保護受給者の増加

→ケースワーカー１人あたりのケース数が急激に増加！！

熊本市で働く
ケースワーカーの現状

平成24年4月

１人のケースワーカー・・・平均110ケース

平成24年10月　嘱託職員20人の採用

平成25年1月

１人のケースワーカー・・・平均99ケース

平成25年度　ケースワーカー8人増加

平成26年度は平成25年度と同数

平成26年4月

１人のケースワーカー・・・平均98ケース

※　ケースワーカー数はH26.4.1時点、ケース数はH26.3月時点

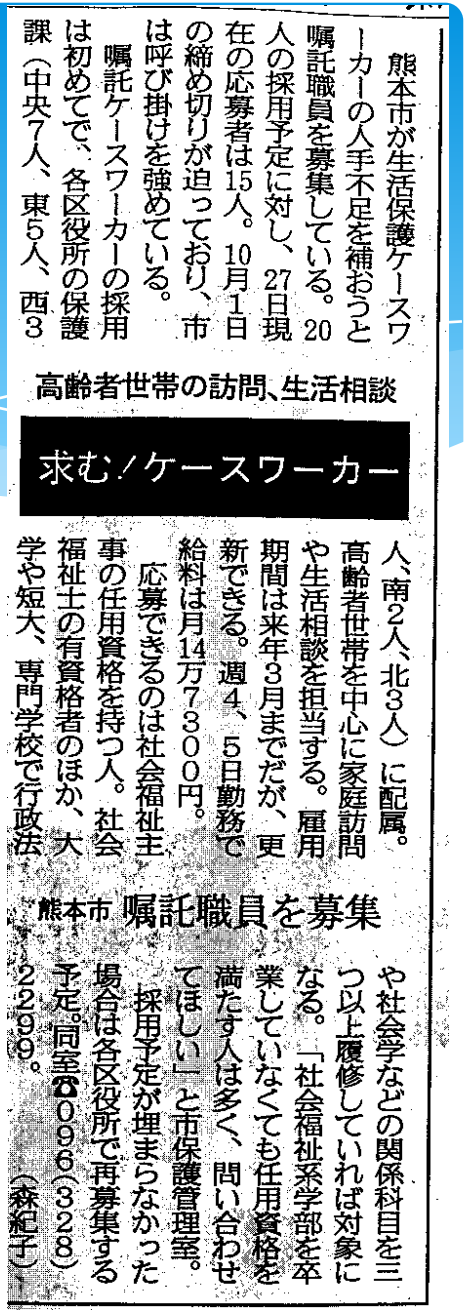

熊本市が生活保護ケースワーカーの人手不足を補おうと嘱託職員を募集している。20人の採用予定に対し、27日現在の応募者は15人。10月1日の締め切りが迫っており、市は呼び掛けを強めている。

嘱託ケースワーカーの採用は初めてで、各区役所の保護課（中央7人、東5人、西3人、南2人、北3人）に配属。高齢者世帯を中心に家庭訪問や生活相談を担当する。雇用期間は来年3月までだが、更新できる。週4、5日勤務で給料は月14万7300円。

応募できるのは社会福祉主事の任用資格を持つ人。社会福祉士の有資格者のほか、大学や短大、専門学校で行政法や社会学などの関係科目を三つ以上履修していれば対象になる。「社会福祉系学部を卒業していなくても任用資格を満たす人は多く、問い合わせてほしい」と市保護管理室。

採用予定が埋まらなかった場合は各区役所で再募集する予定。同室☎096(328)2299。（森紀子）

高齢者世帯の訪問、生活相談

求む！ケースワーカー

嘱託職員を募集　熊本市

H24.9.28

熊本日日新聞朝刊

自治労（労働組合）としての取り組み

①生活保護業務担当職員の基準内配置
　への取り組み

②増えつつある生活保護世帯に対応する
　ための予算要求

③生活保護になる前の段階で、対応する
　政策・施策への取り組み

自治労（労働組合）としての取り組み

①生活保護業務担当職員の
基準内配置への取り組み

担当するケースが多い　→　仕事が多い→
一人ひとりに柔軟に対応することが難しい

そこで…

厚生労働省、自治体へ要請・交渉

自治労（労働組合）としての取り組み

②　増えつつある生活保護世帯に対応するための予算要求

- 生活保護費　　３／４を国が負担
  １／４を自治体が負担。
- 保護世帯の増加により、自治体は当初予算よりかなりの費用が必要となる

→　総務省、厚生労働省へ地方交付税への上乗せを要請

自治労（労働組合）としての取り組み

③生活保護になる前の段階で、対応する政策・施策への取り組み

- 雇用保険・年金等、社会保障政策に対し、連合（日本労働組合総連合会）や政党に意見反映
  ・・・雇用保険制度は大きく改善

- 厚生労働省に「第2のセーフティネットの強化」を要請・・・生活困窮者自立支援法（H27.4.1施行）

生活困窮者自立支援法

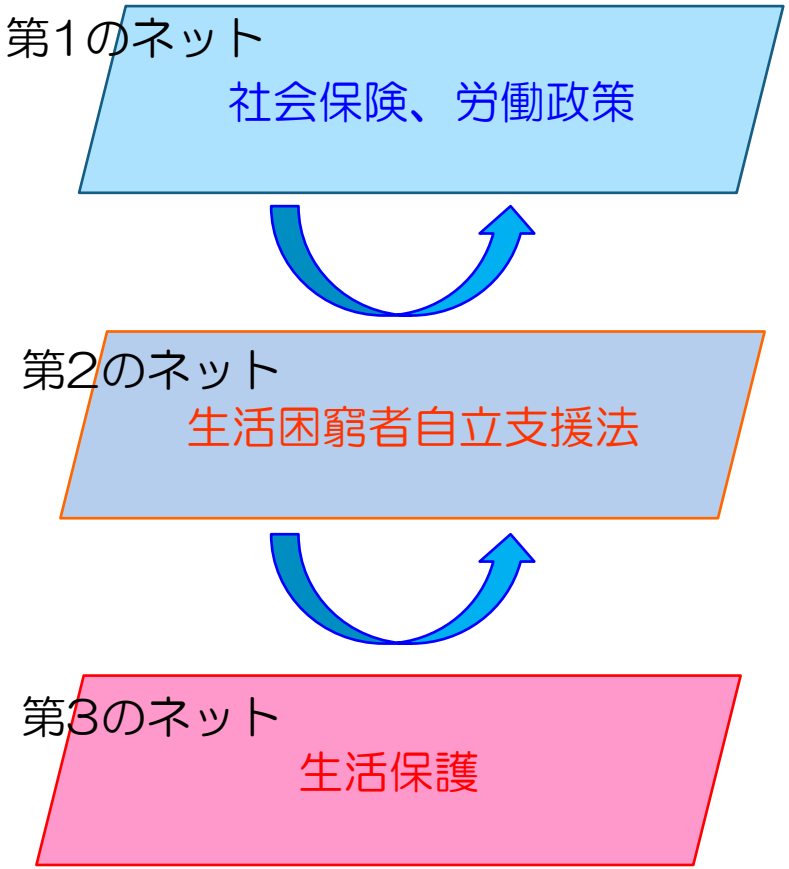

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金
- 就労準備支援事業
- 一時生活支援事業
- 家計相談支援事業
- 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

自治労（労働組合）としての取り組み

現場を持つ自治労としての責任と役割

・・・現場を持つからこそ
　　わかることがある